

基本目標【3】: あらゆる暴力の根絶

課題(1)DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発

施策の方向	主な取組	平成25年度事業実績	平成25年度事業評価	今後の展望	担当課
●家庭・学校・職場・地域における虐待・暴力を防止するための意識啓発	①学校におけるDVを許さない人権教育の推進	・入間市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、関係機関との連携・情報交換を行い、必要に応じてケース会議を開催し、学校への支援を行った。	4	入間市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、関係機関との連携・情報交換を行い、必要に応じてケース会議を開催し、学校への支援を行うことができた。	関係機関との連携のさらなる強化を図り、学校が必要としている支援を適時に、適切に行うことができるようとする。
	②DVの現状・DV防止法の周知	・DVリーフレットの作成 ・DV防止講座(DV対策庁内連絡会議研修)の開催 参加者数16名 ・窓口にDV防止のリーフレット類を設置。 ・相談者に対し、DVの現状やDV防止法などを周知	5	西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会で啓発用リーフレットを作成した。また、DV対策庁内連絡会議において研修を行った。	今後もリーフレットなどによる啓発と対象を絞った講座の開催によりDV防止について啓発していく。
		・窓口にDV防止のリーフレット類を設置。 ・相談者に対し、DVの現状やDV防止法などを周知	3	相談者に対してのみのDV防止の意識啓発にとどまつた。	男女共同参画推進センターと連携を図る。
	③セクシュアル・ハラスメント防止、DV防止の啓発	・埼玉県教育委員会等関係諸機関から配付される資料を全家庭に提供することで、DV防止について意識啓発を図る。	4	埼玉県教育委員会等関係諸機関から配付される資料を全家庭に提供することで、DV防止について意識啓発を図ることができた。	家庭や地域の人々の協力を得ながら、DVの現状やDV防止法を周知するとともに、若い世代のうちから家庭や学校、職場、地域における虐待や暴力を防止するための意識啓発を図っていく。
		・新規採用職員研修(後期)(セクシュアル・ハラスメントの防止) 24名受講 ・主任研修 I (セクシュアル・ハラスメントの防止) 7名受講	5	概ね所期の目標は達成できたと考える。	今後も継続して取り組んでいく。
		・企業人権問題講演会として、職場における人権問題・人事労務管理に関する講演を開催した。参加人数:77名 ・国、県等の各関係機関からの啓発リーフレット等の資料を庁舎内に掲示し、関連記事を市公式ホームページに掲載するとともに、入間市工業会会員企業へ配信した。	2	企業人権問題講演会として開催したが、企業側の参加人数が少ない。講演内容については、特に問題は無いと思われる。 庁舎内における資料掲示・市公式ホームページ掲載及び入間市工業会会員企業への資料配信を通じ情報提供・啓発はできたものと考える。	企業経営者・人事担当者への参加を促す方策の検討。 啓発資料や法改正の案内、先進企業の事例紹介等の資料配信により啓発を行っていく。
					商工課

課題(2):DV被害者への支援体制の充実

施策の方向	主な取組	平成25年度事業実績	平成25年度事業評価	今後の展望	担当課
●被害者などへの相談・保護・自立支援と関係機関との連携	①女性悩みごと相談と市民相談窓口等の連携強化・関係機関との協力	・DV対策庁内連絡会議の開催	5 研修においてDV対策、支援の共通理解を深めた。	今後はDV対策庁内連絡会議を活用し、情報の共有や対応についての認識の共有を進めることにより被害者支援の充実を図っていく。	自治文化課
		・一般相談(毎日) ・法律相談(月5回) ・人権相談(月2回) ・心配ごと相談(毎週木曜日)	4 市民相談室での弁護士による相談等各種相談や関係部署との連携による適切な相談窓口の紹介を行い、相談者にとって必要な相談を受けてもらうことができたと考える。	相談者にかかる情報の取扱い、特に相手方からの相談も受けることがあるので十分な配慮が必要。その上で、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、相談機会の充実を図りたい。	市民生活課
	②被害者への相談窓口の充実	・面接相談42回 ・電話相談45回 ・法律相談10回 ・DV関係の相談48件 ・DV相談担当者研修 ・DV相談事例への対応研修	5 女性の悩みごと相談を実施することにより、女性の悩みを軽減するための一助となっていると考える。 DVに関する相談も増加傾向にあるため研修を受講し、担当者の資質向上に努めた。	今後も現在の取組を継続すると共に、より良い相談に努めていく。	自治文化課
		・DV相談件数(実人数) 64件 ・保護件数 2件	5 生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の自立支援や女性の悩みを解決するための情報提供などを行った。	引き続き、被害者に対する相談窓口の充実を図っていく。また、今後は被害者の自立に向けた庁内の支援体制の整備が必要である。	児童福祉課
		・H24.10の障害者虐待防止法施行を受け、虐待防止センターを障害福祉課に設置した。職員は県の研修に参加し虐待対応への技能の向上を図った。	3 障害者虐待防止に関する周知や普及啓発がまだ進んでいない。しかし虐待の相談は寄せられ始めている。	研修等に参加し、職員のレベルアップを図る。 相談支援センターりぽんと連携し、安心して相談ができるように相談体制の充実に努めていく。	障害福祉課
		・高齢者の総合相談事業等において高齢者虐待が発生した場合の相談窓口等の普及啓発を図った。	4 高齢者虐待が疑われたケースで警察、各地域包括支援センター、高齢者福祉課に連絡がなされ、各機関が連携して被害者へ必要な支援がなされた。	次年度以降も引き続き、高齢者虐待が発生した場合の相談窓口の普及啓発を図る。	高齢者福祉課
	③被害者への生活支援の充実	該当する案件なし	該当する案件なし	生活保護受給者がDV被害を受けた場合、また、DV被害者を扶養義務者から隔離するため生活保護受給者となった場合等適切な対応をする。	生活福祉課
		・生活保護の相談や貸付窓口に繋ぐ。	3 生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の自立支援や女性の悩みを解決するための情報提供などを行った。	引き続き、被害者に対する相談窓口の充実を図っていく。	児童福祉課
		・虐待の相談に対して、市内障害者支援施設と連携し、一時入所に結び付け、被害者の支援を図った。	3 被害者にとって必要な対応を図る事が出来た。	障害者支援施設や短期入所事業所等と連携し、虐待による一時保護のための居室の確保に努めるとともに、被害者が地域で自立した生活が送れるよう、相談支援センターりぽんと連携し、情報提供や適切な支援等を行っていく。	障害福祉課

	・高齢者虐待が疑われる方に対して必要に応じて生活支援に関する助言等を行った。	4	地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が中心になって生活支援を行うことができた。	地域包括支援センターや関係機関と連携して生活支援の充実をめざす。	高齢者福祉課
④被害者への健康支援の充実	・乳幼児健康診査、訪問等での早期発見及び疑いのある者の把握。その後は、訪問、電話相談での健康支援やケースにより関係各課、機関との連携した支援にて対応を行う。	5	第3次プランの基本目標であるあらゆる暴力の根絶を目標に被害者への健康支援の充実を図るため、他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行ってきた。目標に向け、他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行っている。基本目標の数値目標達成に向け効果があったと考える。	第3次プランの基本目標であるあらゆる暴力の根絶を目標に被害者への健康支援の充実を図るため、他市町村及び関係各課と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行ってきたが、目標に向け、今後も引き続き他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行っていくとともに、目標に向け更に充実できるように努めて行く。	親子支援課
	実績なし		平成25年度は、DV被害者への対応がなかった。	DV被害者については、速やかに健康相談や心のケアを行い、支援していく。	健康福祉課
⑤被害者への就労支援の充実	実績なし	1	ハローワーク・女性キャリアセンター等関係機関への紹介等対応を研究しているが、対応実績がない状況である。	男女共同参画推進センター・児童福祉課との協力。 ハローワーク・女性キャリアセンター等への紹介を行う。	商工課
	・ハローワークからの情報を提示	3	生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の自立支援や女性の悩みを解決するための情報提供などを行った。	引き続き、被害者に対する相談窓口の充実を図っていく。	児童福祉課
⑥被害者への住宅支援の充実	・DV被害者からの市営住宅入居相談及び入居の実績なし。	3	入居者の資格として含まれているが、常に入居可能な住宅を用意しているものではない。	引き続き住宅支援の充実に努めていく。	営繕課
⑦被害者に関する個人情報の保護	・平成26年5月23日現在で、住民基本台帳事務における支援措置申出者は、日本人と外国人合わせて計145名である。内訳は、市内在住の申出者が26名、申出者と併せて支援を求める者(申出者と住所が同一の者など)が45名、市外在住の申出者が34名、併せて支援を求める者が40名となっている。	5	市民課では、住民基本台帳事務における支援措置制度に基づいて、申出者の現住所が加害者に知られることがないよう保護している。具体的な事務は、住民票と戸籍の附票の発行保護である。また、福祉部や教育委員会、健康福祉センターなど関係各課と連携を図り、細心の注意を払って対応している。	昨年、自治体から加害者へ被害者の住所情報が漏れ、被害者が殺害される事件が起こった。市民課では、事件直後に住民基本台帳システム上の注意メッセージを目立つように変更した。今後はさらに、庁内の各システムと連携を図り、厳重に情報保護を行っていく。	市民課

	<p>・医療費通知等の発送については、被害者からの要請により被害者の受診医療機関が加害者にわからないようリストを作成し直して発送している。なお、高額療養費の支給申請については、被害者からの申し立てがあれば、対応する体制だが、H25年度の実績は無い。</p> <p>・第三者行為による医療費については国保負担分についても原則加害者が過失割合に応じて支払うものであるが、加害者が特定できなかったり、支払能力が無かったり、被害者が加害者との接触を避けている場合などについては、負傷原因届の提出を求めている。</p> <p>・負傷原因届の提出の際、聞き取り調査を行い、DVが疑われる場合にはパンフレットの配布や相談機関の紹介、関係各課と連携した被害者の個人情報の管理などを実施している。</p> <p>・国民健康保険の加入・喪失に関わる調査の実施と関係部署との調整。</p> <p>・被保険者証、納税通知書等の郵送先の調整。</p>	<p>・医療費通知等の発送先変更については、15件の申出があった。</p> <p>・第三者行為等の聞き取り調査で、DVと思われるものが15件あった。</p> <p>・DVの相談機関の情報提供、被害者の個人情報管理の対応、関係機関との連携など、被害者サイドへの行政サービスが行えた。</p> <p>・新規にDVによる住所登録外での国民健康保険の加入の申請は無。</p>	<p>・関係部署との連携のさらなる強化の必要性がある。</p>	<p>保険年金課</p>
		5		